公　告

向日市まちづくり条例第４５条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和８年１１月１６日

向日市長　　安　田　　守

１　開発事業者

住所　京都市右京区山ノ内荒木町 7 番地 58

氏名　株式会社エルハウジング　代表取締役　堀越大輔

２　開発事業区域の位置

向日市寺戸町新田 27 番 8、27 番 9、28 番 1、28 番 6、
28 番 7、28 番 8、28 番 9、28 番 10、28 番 11、28 番 12、
28 番 13、28 番 14、28 番 15、市有地

３　開発基本計画受付番号

令和４年度　第１１号 (第一回変更)

４　開発事業区域の面積

１，８８２．５４㎡

５　開発基本計画の名称

（仮称）向日市寺戸町新田　宅地造成工事

６　予定建築物の用途

専用住宅（８戸)、資材置場

７　縦覧場所

向日市寺戸町中野２０番地

向日市役所都市整備部都市計画課

８　縦覧期間

令和８年１１月１６日から令和８年１１月２９日まで

９　特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第４０条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

（１）提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野２０番地

向日市都市整備部都市計画課

（２）提出期限

令和８年１１月２９日（日）午後５時までに必着

添付資料　　開発事業区域の位置図

